

## 高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

## 消費生活センター情報特急便

NO.176

## ◆ えっ！通信販売はクーリング・オフできないの？

## &lt;&lt;相談事例&gt;&gt;

- ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。注文前に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフできないのか？



## &lt;&lt;トラブルを防ぐためには&gt;&gt;

- 通信販売は、クーリング・オフの対象にはなりません。返品については、事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。
- 「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- 通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品の条件やお店の信頼性などをよく確認しましょう。

## &lt;&lt;クーリング・オフとは&gt;&gt;

- 「クーリング・オフ」とは、契約した後、消費者に冷静に考えなおす時間を与え、一定期間であれば無条件で解除できる制度です。クーリング・オフできる契約は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステティックやパソコン教室などの契約）、連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘因販売取引（内職、モニター商法など）、訪問購入などです。

※見守りを必要とする高齢者への注意喚起をお願いします。

不審なことがあった場合、消費生活センターにご連絡ください。

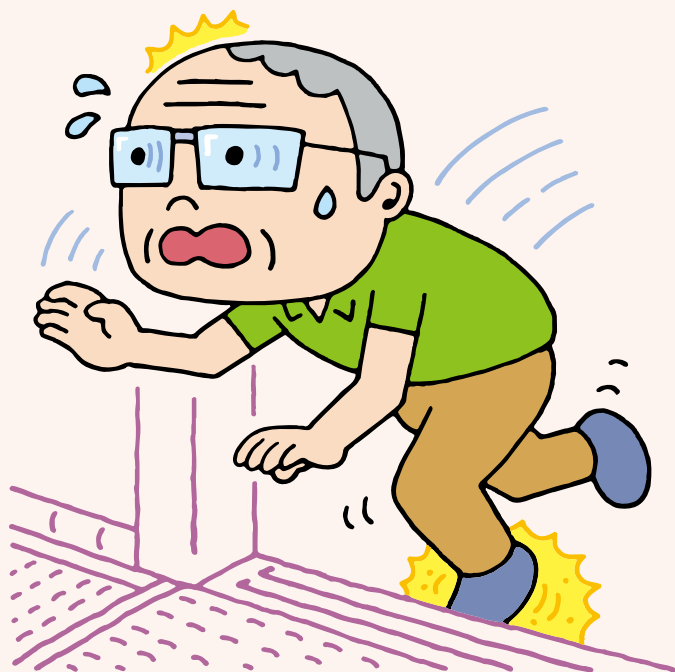
裏面にて、（独）国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1（区役所1階24番窓口）  
 相談受付電話 03（3389）1191 FAX 03（3389）1199  
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時（土日・祝日・年末年始は休み）  
 eメールアドレス shohiseikatuseruta@city.tokyo-nakano.lg.jp

# 眼鏡型の拡大鏡 着用したまま歩くと 危険です

**事例1** 父が**眼鏡型の拡大鏡**を着用したまま**歩いた**ところ、段差で**転倒**し、肋骨を骨折した。

(当事者：80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

**事例2** **眼鏡型の拡大鏡**を30分ほど使用したところ、外した後、**目の焦点が合わず**、吐き気をもよおし、しばらく横になるほど**気分が悪く**なった。

(当事者：60歳代 男性)

## ひとこと助言



見守るくん

- 眼鏡型の拡大鏡は、手の届く程度の距離にあるものを拡大して見るための商品で、視力を矯正するものではありません。手の届かないほど離れた距離のものは明瞭に見ることができないため、着用したまま歩行すると転倒する恐れがあるのでやめましょう。
- 既製品である眼鏡型の拡大鏡は一人ひとりに合わせて作られていません。できるだけ購入前に使用感等を確認し、眼鏡を持っている場合は、眼鏡との重ね掛けも試みましょう。
- 見え方に異常が生じて気分が悪くなったり、頭痛やめまいが起きたりすることもあります。眼や見え方に異常を感じたら、使用を中止しましょう。